

南陽市総合戦略本部会議次第

〔 ○と き 平成 27 年 3 月 2 日（月） 10 時 00 分～
○ところ 全員協議会室 〕

1 開 会

2 挨拶（市長）

3 講 演

講 師 衆議院議員 鈴木 憲和 代議士

テーマ 「地方創生における南陽市の展望」

4 協 議

1) 南陽市総合戦略について

基本方針（案）及び体制等説明（事務局）

2) 実施計画について

①消費喚起・生活支援型

②地方創生先行型

3) 今後のスケジュールについて

5 閉 会

南陽市総合戦略本部 本部員名簿

No.	役職		氏名	備考
1	本部長	市長	白岩孝夫	
2	副本部長	副市長	大沼豊広	
3	本部員	総務課長	板垣俊一	
4	本部員	税務課長	山田俊彦	
5	本部員	危機管理課長	相澤和吉	
6	本部員	文化会館整備課長	安部史生	
7	本部員	会計管理者	濱田俊明	
8	本部員	市民課長	笹原修一	(代)課長補佐 田中千鶴子
9	本部員	福祉課長	佐藤賢一	
10	本部員	保健課長	小野田新一	
11	本部員	農林課長	大友直秀	
12	本部員	商工観光ブランド課長	高梨敏彦	
13	本部員	建設課長	新野甚吉	
14	本部員	上下水道課長	鈴木隆一	
15	本部員	議会事務局長	尾形真人	
16	本部員	(教委)管理課長	吉田正幸	
17	本部員	(教委)学校教育課長	堀 裕一	
18	本部員	(教委)社会教育課長	田中吉弘	
19	本部員	(教委)スポーツ文化課長	江口和浩	
20	本部員	選挙管理委員会事務局長 兼監査委員事務局	高橋清数	
21	本部員	農業委員会事務局長	稲月一雄	
22	事務局	企画財政課長	山口広昭	
23	事務局	企画財政課長補佐	板垣幸広	
24	事務局	企画財政課長補佐	佐藤勝雄	
25	事務局	財政係長	高橋直昭	
26	事務局	企画調整係長	鈴木 聡	

南陽市総合戦略本部設置規程を次のように定める。

平成 27 年 2 月 23 日

南陽市長 白 岩 孝 夫

南陽市総合戦略本部設置規程

(目的)

第 1 条 少子化と人口減少を克服し、将来にわたって活力ある自立的で持続可能な地域を維持していくための全庁的な施策の推進を図るため、南陽市総合戦略本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部は、次の事項を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 前号の所掌事務に係る情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) 庁内の各種計画及び各種施策との調整に関すること。
- (4) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

(組織及び職務)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に向けて、情報共有及び連携調整を行う。
- 5 本部長は、本部の所掌事務を効果的に推進するため、南陽市総合計画策定に関する規程(昭和 47 年訓令第 7 号)を準用する。
- 6 本部長は、必要に応じて専門部会、ワーキングチーム等を設置することができる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、必要な説明又は、意見を聞くことができる。

(有識者会議)

第5条 本部長は、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に当たり、本部への助言、意見交換及び検証を行うための有識者会議として南陽市振興審議会に意見を求めるものとする。

2 南陽市振興審議会は、必要に応じ、市民の意見聴取等を行い、地方版総合戦略の見直しの提言を行うことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年3月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	総務課長、企画財政課長、税務課長、危機管理課長、文化会館整備課長、会計管理者、市民課長、福祉課長、保健課長、農林課長、商工観光ブランド課長、建設課長、上下水道課長、議会事務局長、管理課長、学校教育課長、社会教育課長、スポーツ文化課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長

南陽市総合戦略本部 基本方針（案）

平成27年3月2日

1 趣旨

まち・ひと・しごと創生法に基づく本市の「地域総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定する。本市が安定した人口構造を保持し、若い世代を中心に、将来に渡って市民が安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てをすることができる地域社会を構築する。

2 策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略

（1）南陽市人口ビジョン

長期的な人口ビジョンとして策定。本市人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する基本認識の共有を図り、取り組むべき将来の方向を示す。

（2）南陽市地域総合戦略

5か年計画として策定。長期的な人口ビジョンで示した本市人口の現状と将来の姿を踏まえ、本市が安定した人口構造を保ち、将来に渡って活力ある地域社会を実現するための計画を示す。毎年定期的に見直し、必要な改訂を加える。

3 策定期間

平成27年11月（予定）

4 重点検討項目

（1）若い世代を中心として、安心して働けるための産業振興及び農業振興と雇用の場の創出。

（2）若い世代が希望に応じて、結婚、出産、子育て、働き方が出来る環境づくり。

（3）各地区における定住促進、農山村をはじめとした地域における日常生活機能維持及び地域ネットワーク構築。

5 その他

従来の行政の役割や方策にとらわれず、地域や民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限生かした施策や対策を検討する。

(1) 南陽市の目指す方向性

第5次総合計画大綱

めざす都市像 『確かな未来へ 夢はぐくむまち 南陽』

(※後期計画で発展的に見直す予定)



- ①教育のまちづくり ⇒ 「ひと」 ⇒ 子育て
- ②産業のまちづくり ⇒ 「しごと」 ⇒ 産業振興・農業振興
- ③健康のまちづくり ⇒ 「まち」 ⇒ 安全・安心、子育て



【基本姿勢】

『対話のある市政』

『身の丈にあった市政』



『数十年、百年先の本市に責任を持つ仕事』



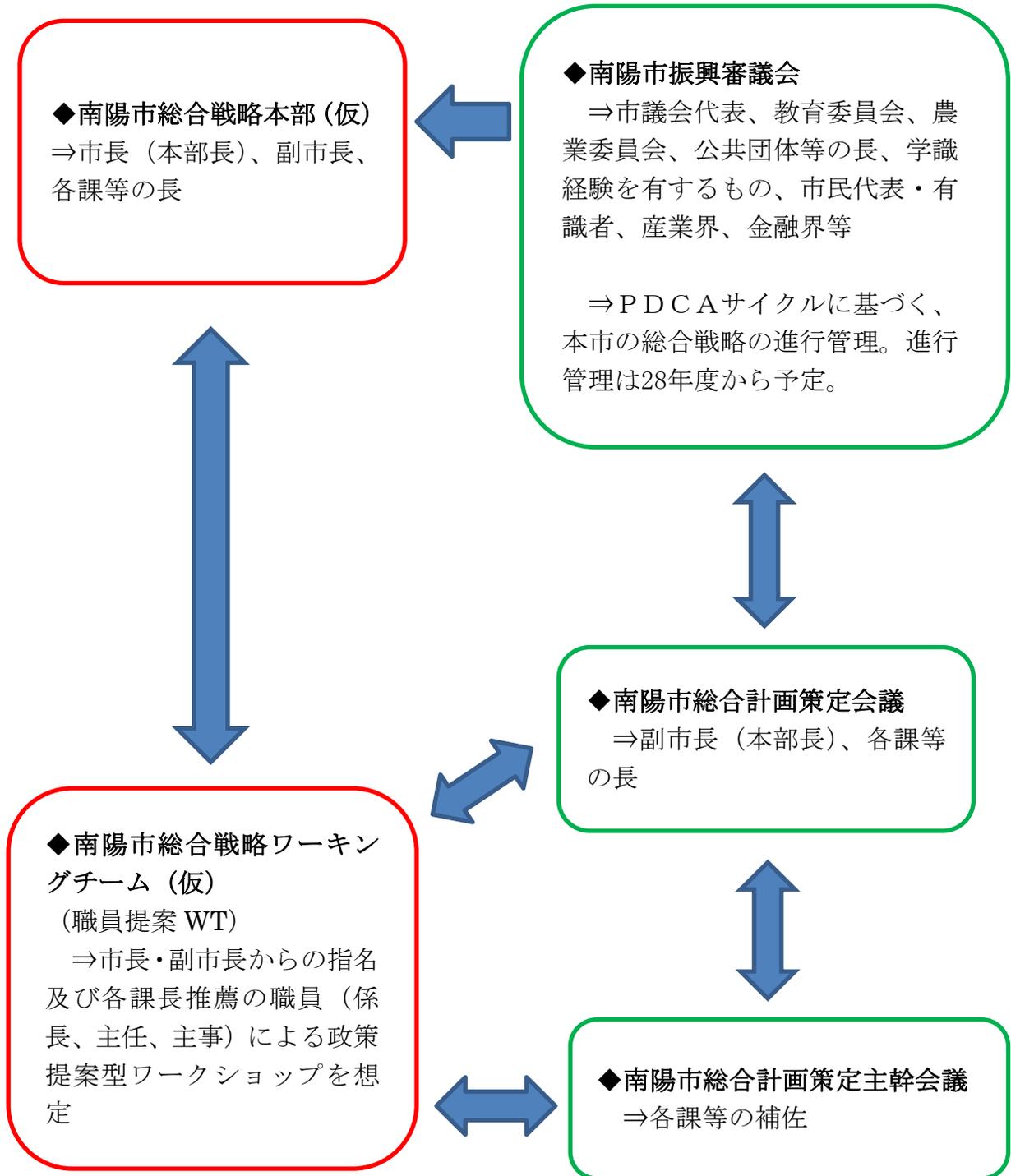
- ①『子どもを産み育てやすいまち』
- ②『人が集まりにぎわうまち』
- ③『年をとっても安心して暮らせるまち』



【主な市長マニフェスト】

- 行財政改革・健全化を図りながら産業と雇用を創出
- 公共施設管理の長期計画をたてて、長寿命化・コスト削減を実行
- 南陽方式少子化対策「3人っ子政策」を推進
- 既存施設を利用した屋内の遊び場を整備
- 南陽市を観光の駅と位置付け物産販売拠点づくりを推進
- 高齢者福祉・除雪・防災を充実し安全な暮らしを推進

(2) 総合戦略策定体制



(3) スケジュール

	2月	3月	4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	12月	1・2月	3月
本部会議		○	○	○	○	○	○		○
振興審議会			○	○	答申				○
計画策定会議			○	○	○				
主幹会議			○	○	○				
ワーキングチーム			○ ○	○ ○	成果発表				
その他	実施計画 策定	実施計画 申請	コンサル 委託	コンサル 委託	策定目標			製本等	⇒

※地方人口ビジョン、地方版総合戦略策定作業

現状分析			⇒	⇒					
意向等調査 (アンケート)			⇒	⇒					
意向等調査 (ヒアリング等)			⇒	⇒					
課題等の整理			⇒	⇒	⇒				
人口ビジョン			⇒	⇒					
総合戦略			⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
KPI 等検証								⇒	⇒